



お元気ですか
志村 たかよし です

第433号 2009年3月15日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

第1回定例会はじまる

歌舞伎座の景観守れないなら、超高層ビル計画は見直しを

3月2日から第1回定例会が始まり、3日には、日本共産党区議団を代表して、おぐり智恵子区議と私（志村）が一般質問をおこないました。

私は、福祉問題とともに、「歌舞伎座建替問題」をとりあげました。

石原都知事の一声で計画変更!?

現在の歌舞伎座（右下写真）は、正面入り口の破風には歌舞伎座の座敷『鳳凰丸』が裝飾され、和風意匠の建築は銀座のランドマークとなっています。（「中央区観光検定」公式テキストブックより）
2002年には「国土の歴史的景観に寄与している」として国の登録有形文化財になりました。

当初、歌舞伎座建替計画は、その外観をそっくりいかすものでした。

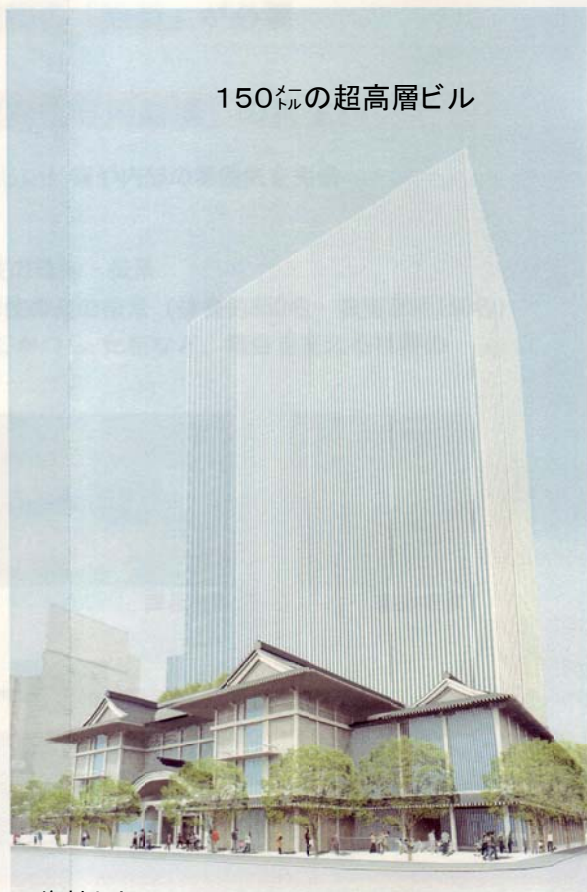
しかし、報道によると石原都知事から「銭湯みたいで好きじゃない」「オペラ座のようにしたほうがいい」と注文が付き、計画は再検討されたと言っています。

失望の声広がる歌舞伎座建替

その新しい建替計画（左図）を知った多くの人から失望の声が出ています。

「今のたたずまいを残しつつ内部

■ イメージパース（晴海通り側から）



150階の超高層ビル



区の資料より

の修繕改築に先端の技術を生かして欲しい」

「歌舞伎座という唯一無二の空間を残すべく、計画の再考を望む」などの新聞の投書もありました。

150坪の超高層ビル計画は

そのまま

区も地元も、歌舞伎座の文化伝承を認めることで、銀座地域における高さ制限（56坪）を定めた「銀座ルール」の除外対象とし、超高層ビル建設を容認しました。



歌舞伎座建替問題を追及する私(志村)=3/3 本会議

しかし、劇場の中は歌舞伎の伝統を受け継いだとしても、今のただすまいが残らなければ「登録有形文化財」はもとより、「銀座のランドマーク」としての価値・資格がなくなると考え、区長に質問しました。

区長との質疑応答

●志村「再検討された歌舞伎座の景観は、国の登録有形文化財になった理由である『国土の歴史的景観に寄与』する建物と考えますか」

◎区長「歌舞伎座の特徴的なデザインは、可能な限り継承されつつ新しい時代にあった歌舞伎座に再生されることを考える」

●志村「再検討された歌舞伎座建替計画は、銀座ルール除外対象の条件である『文化等の維持・継承に寄与する大規模開発』を満たせないと考えます。このデザインで歌舞伎座建替をおこなうなら「銀座ルール」の高さ制限を適用すべ

きだと思うが」

◎区長「国の重要無形文化財に指定された歌舞伎を継承・発展させることを目的とした今回の開発は『文化等の維持・継承に寄与する大規模開発』に適合する」

●志村「石原都知事の意見よりも、舞台・演劇を含めた専門家の意見や提案を尊重し、多くの人が喜ぶような建替をするのが望ましいと思うが」

◎区長「演劇等の専門家の意見を聞いて、多くの人が喜ぶ計画となっている」

以上が、本会議でのやりとりです。

歌舞伎座の景観が守れないなら超高層ビル計画はやめるべきです。



晴海通りをはさんで歌舞伎座を描いている外国人=3/9志村撮影

第1回定例会

日本共産党の質問項目

●おぐり智恵子区議の質問

1. 区長の所信表明について
2. 経済悪化をくい止め、雇用、中小企業、地域経済を守るために
3. 豊洲の土壌汚染と築地市場問題について
4. オリンピックの名による浪費について
5. 貧困から子どもたちの学習権を守るために

●私(志村たかよし)の質問

1. 後期高齢者医療制度と介護保険制度について
2. 障害者自立支援法について
3. 歌舞伎座建替問題について
4. 再開発事業におけるUR都市機構のかかりについて

「意見、要望など、お気軽に」連絡ください(03-6366-6306)